

現 行	改 正 後
<p>1 共通事項</p> <p>1 - 1 1 相互会社について</p> <p>1 - 1 1 - 1 相互会社の基本的な考え方</p> <p>相互会社については、保険会社の公共性及び保険契約者等の保護の観点から、事業の透明性を高めるとともに経営チェック機能の充実が求められている。<u>したがって、相互会社の運営における留意事項を以下のとおり定める。</u></p>	<p>1 共通事項</p> <p>1 - 1 1 相互会社について</p> <p>1 - 1 1 - 1 相互会社の基本的な考え方</p> <p>相互会社については、保険会社の公共性及び保険契約者等の保護の観点から、事業の透明性を高めるとともに経営チェック機能の充実が求められている。</p> <p><u>総代会は、社員総会に代わる会社の最高意思決定機関として位置づけられており、社員の代表である総代の人選は、社員の意思が反映されていると社員から信認が得られていることが重要である。</u></p> <p><u>選出にあたっては、これまで重視されてきた総代会の出席率や総代自身の見識等も重要な要素ではあるが、社員の代表を選出するとの趣旨を損なうものであってはならないことに留意する必要がある。また、選出プロセスは会社からの独立性が確保されている必要がある。</u></p> <p><u>同時に、総代会の議事等についてインターネット等も活用してディスクロージャーの充実を図るなど、ガバナンスに係る情報提供等を拡充することが適当である。</u></p> <p><u>また、社員の意思を総代会に反映させるため、各社が自主的に設置している契約者懇談会の活性化と総代会との連携を進めていくことが適当である。</u></p> <p><u>以上を踏まえて、相互会社の運営における留意事項を以下のとおり定める。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>1 - 1 1 - 1 - 1 総代の選出</p> <p>(1) 総代数及びその数を適正とする考え方が説明書類に記載されているか。 (注) 説明書類の総代会に関する箇所には、その内容についての意見の送付先が明記されているか留意する。</p> <p>(2) 総代の選考方法(選考手続及び選考基準を含む。)が説明書類に記載されているか。 (注1) 総代になることを希望する社員に対する総代候補者に選出され得る方策の有無を含む選考方法の概要及び当該選考方法を採用している考え方・理由が併記されているか留意する。 (注2) 説明書類の総代会に関する箇所には、その内容についての意見の送付先が明記されているか留意する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)について、定時総代会の都度、説明が行われているか。</p> <p>(4) 主な保険種類別、職業別、年齢別及び地域別の各区分による総代の構成並びに社員全体の構成が説明書類に記載されているか。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(注1)</u> 保険種類別については、生命保険会社の場合は、個人保険・個人年金保険に属する保険種類ごとの契約件数ベースでの記載で差し支えない。また、社員全体に係る保</p>	<p>1 - 1 1 - 1 - 1 総代の選出</p> <p>(1) 総代数及びその数を適正とする考え方が説明書類に<u>明確かつ平易</u>に示されているか。 (注) 説明書類の総代会に関する箇所には、その内容についての意見の送付先が明記されているか留意する。</p> <p>(2) 総代の選考方法(選考手続及び選考基準を含む。)が説明書類に<u>明確かつ平易</u>に示されているか。 (注1) 総代になることを希望する社員に対する総代候補者に選出され得る方策の有無を含む選考方法の概要及び当該選考方法を採用している考え方・理由が併記されているか留意する。 (注2) 説明書類の総代会に関する箇所には、その内容についての意見の送付先が明記されているか留意する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)について、定時総代会の都度、説明が行われているか。</p> <p>(4) 主な保険種類別、職業別、年齢別、<u>社員資格取得時期別</u>及び地域別の各区分による総代の構成並びに社員全体の構成が説明書類に<u>明確かつ平易</u>に示されているか。 <u>(注1)</u> 総代の構成について、特定の業界への偏りがないか留意する。 <u>(注2)</u> 保険種類別については、生命保険会社の場合は、個人保険・個人年金保険に属する保険種類ごとの契約件数ベースでの記載で差し支えない。また、社員全体に係る保</p>

現 行	改 正 後
<p>険種類ごとの契約件数については、これが説明書類で別途記載されている場合には、それによることとして差し支えない。</p> <p><u>(注2)</u> 職業別については、社員の職業別のデータが更新・保存されていない場合には、総代の職業別の構成のみの記載で差し支えない。</p> <p>(5) 総代候補者選考委員会の機能を充実するためどのような措置が講じられているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) 総代候補者選考過程及び信任投票の実施において公正の確保、透明性の向上のためにどのような措置が講じられているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>険種類ごとの契約件数については、これが説明書類で別途記載されている場合には、それによることとして差し支えない。</p> <p><u>(注3)</u> 職業別・社員資格取得時期別については、社員の職業別・社員資格取得時期別のデータが更新・保存されていない場合には、総代の職業別・社員資格取得時期別の構成のみの記載で差し支えない。</p> <p>(5) 総代候補者選考委員会の機能を充実するためどのような措置が講じられているか。</p> <p><u>(注1)</u> 選考委員会の委員の人選については、総代候補者の公正な選考に資するとの観点から、総代会において十分な審議がなされているか留意する。</p> <p><u>(注2)</u> 選考委員会は、総代候補者の具体的な選考方針を、社員に明確かつ平易に説明しているか留意する。</p> <p><u>(注3)</u> 事務局については、会社からの独立性を確保し、選考委員会の指示なく事務局が選考作業を行うことがない等、選考委員会の指示・判断の下で業務を遂行しているか留意する。</p> <p>(6) 総代候補者選考過程において、公正の確保、透明性の向上のために、どのような措置が講じられているか。また、事業運営に対する参加意識のある社員に開かれたものとするとの観点から、どのような措置がとられているか。</p> <p><u>(注1)</u> 総代は社員の代表として選出するとの趣旨に鑑み、選考段階において既に社員である者のうちから総代候補者を選出しているか留意する。</p> <p><u>(注2)</u> 契約者懇談会の出席者から一定割合の総代候補者を選出する等、選考方法の多様化が図られているか留意する。</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="185 331 309 363"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="163 499 864 531"><u>(7)</u> 総代の任期は8年を目安とされているか。</p> <p data-bbox="129 624 510 655">1 - 1 1 - 1 - 2 総代会</p> <p data-bbox="152 707 1104 778">総代会の経営チェック機能を向上させるため、保険会社において次のような措置が講じられているか。</p> <p data-bbox="163 834 1104 986">(1) 総代会においては、事業報告書に記載のある事項と併せて、ソルベンシー・マージン比率等についての報告が行われていること。生命保険会社においては、基礎利益及び逆ざやの状況についての報告が行われていること。</p> <p data-bbox="197 1002 1104 1074">(注) 株式会社形態の保険会社においても、株主総会において、同様の報告が行われているかどうかに留意する。</p> <p data-bbox="174 1129 1104 1281">(2) 総代会における剰余金処分の決議の際には、法第58条第2項に基づき定款に定める社員配当比率の下限及び実際の社員配当比率と、各社の資本基盤の充実のための方策との関係について説明が行われていること。</p> <p data-bbox="163 1337 1104 1409">(3) 総代会開催時以外においても、総代に対し経営状況を把握するに足る情報提供が適切に行われていること。また、総代</p>	<p data-bbox="1305 212 2112 284"><u>また、多様化を図る中で、総代数についても適切な水準を選択しているか留意する。</u></p> <p data-bbox="1171 331 2112 451"><u>(7) 信任投票に当たって、総代候補者の所信あるいは選考委員会による各人選に係る趣旨説明等、各総代候補者に関する判断材料の充実が図られているか。</u></p> <p data-bbox="1171 499 1865 531"><u>(8) 総代の任期は8年を目安とされているか。</u></p> <p data-bbox="1137 624 1518 655">1 - 1 1 - 1 - 2 総代会</p> <p data-bbox="1171 707 1283 738">(同左)</p>

現 行	改 正 後
<p>からの意見等の収集策を策定し、総代に対し当該収集策を周知する措置が講じられていること。</p> <p>(4) 総代会の傍聴を希望する社員に対しその機会を付与するとともに、総代会の直前又は直後において会社に対する意見・質問等の機会が設けられていること。また、社員に対し当該傍聴制度を周知する措置が講じられていること。</p> <p>(5) 総代会の議事録には、各議決事項についての賛成数、反対数等が明記されるとともに、<u>主な賛成意見及び反対意見</u>が記載されていること。</p> <p>(6) 総代会の議事録が、インターネットのホームページの活用等により社員に対し開示されていること。</p>	<p>(4) 総代会の傍聴を希望する社員に対しその機会を付与するとともに、総代会の直前又は直後において会社に対する意見・質問等の機会が設けられていること。また、社員に対し当該傍聴制度を周知するために、<u>店頭における掲示、契約者宛の通知の利用、インターネットのホームページの活用等、適切な措置が講じられていること。</u></p> <p>(5) 総代会の議事の記録には、各議決事項についての賛成数、反対数等が明記されるとともに、<u>総代会に提出された議案等に係る保険会社による説明内容や各総代の発言内容等の詳細が記載されていること。</u></p> <p>(6) 総代会の議事の記録は、インターネットのホームページの活用等により社員に対し開示されていること。</p>
<p>1 - 1 1 - 1 - 3 契約者懇談会等</p> <p>(1) 契約者懇談会が、総代会に先立って開催され、契約者から出された主な意見・質問等が総代会において報告されているか。</p> <p><u>(注) 上記事項は、平成15年4月1日以降に開催される定時総代会について適用する。</u></p> <p>(2) 契約者に対し契約者懇談会の開催を周知する措置が講じら</p>	<p>1 - 1 1 - 1 - 3 契約者懇談会等</p> <p>(1) 契約者懇談会が、総代会に先立って開催されているか。<u>また、契約者懇談会において契約者から出された主な意見・質問等を記載した資料が、総代会の招集の通知に添付された上で、総代会において報告されているか。</u> <u>(削除)</u></p> <p>(2) 契約者に対し契約者懇談会の開催を周知するために、店頭</p>

現 行	改 正 後
<p>れているか。また、参加を希望する契約者に対しその機会が付与されているか。</p> <p><u>(注) 会場の収容人員の都合により対象人員を限定する場合は、その旨及び対象者の選考方法が周知されているか留意する。</u></p> <p>(3) 契約者懇談会において、契約者に対し経営状況が適切に説明されているか。貸借対照表、損益計算書の要旨、その他参考となるべき資料等が十分開示されているか。</p> <p>(4) 評議員会等において、その人選に当たって多様化が図られているか。また、評議員会等の機能の充実のため、具体的な措置が講じられているか。貸借対照表、損益計算書の要旨、その他参考となるべき資料等が十分開示されているか。</p> <p>(5) 社員に対し、会社経営に関する意見等の申出方法、手続等を周知する措置が講じられているか。</p>	<p><u>における掲示、契約者宛の通知の利用、インターネットのホームページの活用等、適切な措置が講じられているか。また、参加を希望する契約者に対しその機会が付与され、開催日時の多様化等、参加機会の拡大に努めているか。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(以下同左)</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="190 304 376 339">1 - 15 その他</p> <p data-bbox="190 403 604 438">1 - 15 - 1 ~ 1 - 15 - 12 (略)</p> <p data-bbox="190 499 264 534">(新設)</p>	<p data-bbox="1160 304 1346 339">1 - 15 その他</p> <p data-bbox="1160 403 1574 438">1 - 15 - 1 ~ 1 - 15 - 12 (略)</p> <p data-bbox="1160 499 1865 534">1 - 15 - 13 保険商品等に係るプログラムミスの発生防止</p> <p data-bbox="1178 595 2078 774"><u>保険会社におけるシステム不備により保険契約者等に対し不利益を及ぼすことを防ぐため、保険商品の開発や改定等に際してのシステム開発においては、次の点に留意して、プログラムミスの発生防止のための措置を講じているか。</u></p> <p data-bbox="1189 837 1509 873"><u>(1) システム開発時の連携</u></p> <p data-bbox="1200 885 2078 1016"><u>保険契約に係る新しい商品や仕組みを導入する場合(これらを変更する場合を含む。)に、商品設計部門、事務設計部門及びシステム部門の間の連携が十分図られているか。</u></p> <p data-bbox="1200 1029 2078 1256"><u>連携にあたっては、関係する部門間での連携のためのルール・責任範囲が明確化されているか、保険料・配当金等の重要な事項に関する計算結果についてのシステム機能のチェックに、商品設計部門、事務設計部門が主体的に関与しているか、関係する部門間で、必要な情報が共有されているか、関係する部門の責任者や担当者が明確にされているか、</u></p> <p data-bbox="1200 1268 2078 1351"><u>システムの開発や変更の記録が、保存期間を定めて文書等で保管されているか、等に留意する。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>(2) システム開発時のチェック</p> <p><u>商品設計部門、事務設計部門及びシステム部門で連携して、商品や仕組みの内容に照らして取扱いの差異が生じる場合を網羅する適切かつ十分なケースを想定し、システム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。</u></p> <p><u>保険料・配当金等の重要な事項に関する計算結果については、特に重点的にチェックを実施しているか。また、システムの稼動に先立ち、チェックの実施状況を確認しているか。</u></p> <p><u>各部門におけるチェックについては、具体的な内容毎に、十分な検証能力を有する者によって実施されているか。</u></p> <p><u>チェックの方法が適切に選択されているか。</u></p> <p>(3) システム開発後のチェック・管理</p> <p><u>商品設計部門及び事務設計部門は、新しい商品や仕組みの導入後においても、必要に応じてサンプルチェック等を実施しているか。</u></p> <p><u>新しい商品や仕組みの導入にあたり、システム開発の一部について実施時期を先延ばしした場合、その後のシステム開発における管理主体を明確にした上で、商品設計部門、事務設計部門及びシステム部門で連携してスケジュールを適切に管理しているか。</u></p>

現 行						改 正 後					
2 生命保険募集関係						2 生命保険募集関係					
2 - 3 生命保険募集人の登録事務						2 - 3 生命保険募集人の登録事務					
(別紙2)						(別紙2)					
生保会社コード一覧						生保会社コード一覧					
生命保険会社						生命保険会社					
会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード	会社名	コード
日本	DA	三井	DS	あいおい	EH	日本	DA	三井	DS	あいおい	EH
アクサグループライフ	DB	住友	DT	東京海上あんしん	EJ	アクサグループライフ	DB	住友	DT	東京海上日動あんしん	EJ
マスマチュアル	DD	ソニー	DU	日動	EL	マスマチュアル	DD	ソニー	DU	(削る)	(削る)
ティ・アンド・ディ・フィナンシャル	DF	損保ジャパンひまわり	DW	富士	EN	ティ・アンド・ディ・フィナンシャル	DF	損保ジャパンひまわり	DW	富士	EN
エイアイジー・スター	DG	クレディ・スイス	DX	スカンディア	EO	エイアイジー・スター	DG	クレディ・スイス	DX	スカンディア	EO
太陽	DH	プルデンシャル	DY	ジー・イー・エジソン	EP	太陽	DH	プルデンシャル	DY	AIG エジソン	EP
第一	DJ	ピーシーエー	DZ	マニユライフ	EQ	第一	DJ	ピーシーエー	DZ	マニユライフ	EQ
大同	DK	オリックス	EA	損保ジャパンディー・アイ・ワイ	ER	大同	DK	オリックス	EA	損保ジャパンディー・アイ・ワイ	ER
安田	DN	アクサ	EB	ハートフォード	ES	(削る)	(削る)	アクサ	EB	ハートフォード	ES
富国	DO	アイエヌジー	EC	大和	ET	富国	DO	アイエヌジー	EC	大和	ET
朝日	DP	三井住友海上きらめき	ED	三井住友海上シティインシュアランス	EU	朝日	DP	三井住友海上きらめき	ED	三井住友海上シティインシュアランス	EU
ジブラルタ	DQ	共栄火災しんらい	EE	あおば	EV	ジブラルタ	DQ	共栄火災しんらい	EE	あおば	EV
明治	DR	日本興亜	EF			明治安田	DR	日本興亜	EF		

3 損害保険関係

3 - 2 損害保険代理店の登録関係

(別紙2)

別表1

代理申請会社別区分番号

会社名	番号	会社名	番号
三井住友*	01	A I U	39
共栄	02	ロンドン	40
日本興亜*	03	ロイズ	44
三井住友	04	ゲーリング	49
損保ジャパン*	05	スミセイ	52
あいおい*	06	損保ジャパン*	53
あいおい	08	ニッセイ同和*	54
東海	09	<u>三井ライフ</u>	55
ニッセイ同和	10	明治	56
セコム	11	安田ライフ	57
日動	12	安田ライフダイレクト	58
損保ジャパン*	13	<u>ウィンタートウルスイス</u>	65
日新	14	エース	66
日本興亜	15	<u>チューリヒ</u>	67
富士	16	ゼネラリ	68
損保ジャパン	17	ザ・ニュー・インディア	77

3 損害保険関係

3 - 2 損害保険代理店の登録関係

(別紙2)

別表1

代理申請会社別区分番号

会社名	番号	会社名	番号
三井住友*	01	A I U	39
共栄	02	ロンドン	40
日本興亜*	03	ロイズ	44
三井住友	04	ゲーリング	49
損保ジャパン*	05	スミセイ	52
あいおい*	06	損保ジャパン*	53
あいおい	08	ニッセイ同和*	54
東海	09	<u>三井住友*</u>	55
ニッセイ同和	10	明治	56
セコム	11	安田ライフ	57
日動	12	安田ライフダイレクト	58
損保ジャパン*	13	<u>あいおい*</u>	65
日新	14	エース	66
日本興亜	15	<u>チューリッヒ</u>	67
富士	16	ゼネラリ	68
損保ジャパン	17	ザ・ニュー・インディア	77

